

令和 8 年 5 月 2 7 日  
京 都 市 都 市 計 画 局  
担当：都市企画部都市総務課  
電話：2 2 2 - 3 6 4 1

京都市都市計画局工事請負契約書第 2 8 条第 6 項（単品スライド条項）運用マニュアルの  
一部変更について

現在、中東情勢の影響による建築資材の不足や価格高騰が懸念されております。

この度、工事請負契約書第 2 8 条第 6 項には、特別な要因により主要な工事材料の価格に著しい変動が生じ、請負代金額が不相当となった場合に請負代金額の変更を請求できる、いわゆる「単品スライド条項」が規定されています。この度、京都市都市計画局が発注する建築工事、電気設備工事及び機械設備工事に適用する「京都市都市計画局工事請負契約書第 2 8 条第 6 項（単品スライド条項）運用マニュアル（以下「単品スライド条項運用マニュアル」という。）」について、当面の間、以下の通り取扱うこととしますので、お知らせします。

記

1 取扱い

当面の間、「単品スライド条項運用マニュアル 1-2 対象工事」にある「残工期が 2 箇月以上ある全ての工事を対象とする。」を廃止し、残工期が 2 箇月未満の工事であっても、単品スライド条項運用マニュアルの対象とします。

2 留意事項

特に、残工期が 2 箇月未満の工事で、単品スライドの請求を行う可能性がある場合は、単品スライドに係る協議に期間を要することから、できるだけ早急に監督員と協議をお願いします。

3 適用時期

令和 8 年 5 月 2 7 日以降とします。

(参考)

京都市都市計画局工事請負契約書第 2 8 条第 6 項（単品スライド条項）運用マニュアル（令和 5 年 2 月）